

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

- 行政書士法による行政処分……………(総務局行政部振興企画課)……………一
- 特定計量器定期検査の実施 (四件)……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……………二
- 都市計画の変更……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………三
- 都市計画の決定……………(同)……………三
- 都市計画の変更 (三件)……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景观課)……………三
- 街並み景观ガイドラインの変更……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景观課)……………四
- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部交通企画課)……………六
- 市街地再開発組合の設立認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………六
- 建築基準法による道路の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……………六
- 宅地建物取引業法による行政処分 (四件)……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)……………七
- 生活保護法による指定医療機関の指定取消……………(福祉局生活福祉部保護課)……………七

告 示 (選)

- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………(保健医療局保健政策部国民健康保険課)……………八
- 食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録変更……………(保健医療局健康安全全部健康安全課)……………八
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………九
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………三
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………三
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合)にあってはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………三

告 示 (水)

- 指定納付受託者の指定の取消……………三
- 指定納付受託者の指定……………四

公 告

- 土地区画整理組合の理事の失職……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………四
- 市街地再開発組合の理事長の変更……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………四
- 消防法に基づく命令……………(東京消防庁)……………四

雑 報

- 全国自治宝くじの発売 (二件)……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………一五
- 当せん金付証券の発売委託……………(同)……………一六

正 誤

○令和六年三月十九日付東京都告示第二百七十七号……………一七

告 示

●東京都告示第五百二十五号
行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和六年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 氏名

鷺田 昌範

(二) 事務所の名称

鷺田昌範行政書士事務所

(三) 事務所の所在地

町田市能ヶ谷町二丁目一番三十号 一〇三

(四) 所属

東京都行政書士会

(五) 登録番号

第一一〇八一二四四号

二 処分年月日 令和六年三月二十八日

三 処分の内容 業務の禁止

四 適用条文 法第八条第一項、第十三条及び第十四条

●東京都告示第五百二十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年四月八日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 日野市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）を。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和六年五月九日から同月二十七日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第五百二十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年四月八日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 多摩市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）を。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和六年五月九日から同年六月四日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第五百二十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、

特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年四月八日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が三百キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。）

三 検査期日

令和六年五月十三日から同月十七日まで

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
(二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第五百二十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年四月八日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 三宅村

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五

十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

- 三 検査期日 令和六年五月二十日から同月二十四日まで
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第五百三十号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和六年三月十五日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都計画地区計画の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
- 区計画 東京都計画地区計画

品川駅周辺地 変更する部分
 品川地区計画 港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目、高輪三丁目及び三田三丁目各地内

- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第五百三十一号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和六年三月十五日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都計画地区計画の決定がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
- 区計画 東京都計画地区計画

六本木五丁目 港区六本木五丁目、六本木六丁目及西地区地区計画
 び麻布十番一丁目各地内

- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第五百三十二号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦

略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和六年三月十五日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分
 東京都計画都市再生特別地区 港区高輪三丁目及び港南二丁目各(品川駅街区地区) 地内

- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第五百三十三号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和六年三月十五日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の

規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都 港区芝五丁目地内

市再生特別地区 (田町駅西口駅前地区)

二 関係図書縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第五百三十四号

東京都国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和六年三月十五日付で同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和六年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都 港区六本木五丁目、六本木六丁目

市再生特別地区 (六本木五丁目及び麻布十番一丁目各地方内西地区)

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十階北側)

●東京都告示第五百三十五号

東京のしゃれた街並みづくり推進条例(平成十五年東京都条例第三十号)第二十八条において準用する同条例第二十七条第二項の規定に基づき、街並み景観ガイドラインの変更を承認したので、同条例第二十八条において準用する同条例第二十七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 街並み景観ガイドラインの名称

二 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積

一 街並み景観ガイドラインの名称 ときわ台景観ガイドライン
二 街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積 常盤台一・二丁目地区 板橋区常盤台一丁目及び常盤台二丁目地内 別図のとおり 約三十九ヘクタール

三 建築物の配置、形態及び外観等に関する基準の概要

一 緑を育てましょう 街に緑を増やしましょう。なかでも街行く人の目にふれやすい道路沿いに緑を増やしましょう。

二 街並みの調和をはかりましょう (1) 建築物の高さや外壁、屋根などの形状と色彩は周辺の環境との調和をはかり、統一感のある良好な街並みの形成を目指しましょう。

(2) 敷地の細分化による建築物の建て詰まりを防止し、良好な市街地環境を形成するため、適切な敷地規模を維持しましょう。

(3) 店舗や事業所などでは、道路上の置き看板や商品展示はやめましょう。

三 安全な街づくりをしましょう 防災上の安全性や防犯上周囲からの見通しを確保するため、塀の高さを低くしましょう。

四 協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ときわ台しゃれ街協議会 理事長 野崎 淑子 板橋区常盤台一丁目八番二号常盤台一・二丁目町会事務所内 清水 正俊

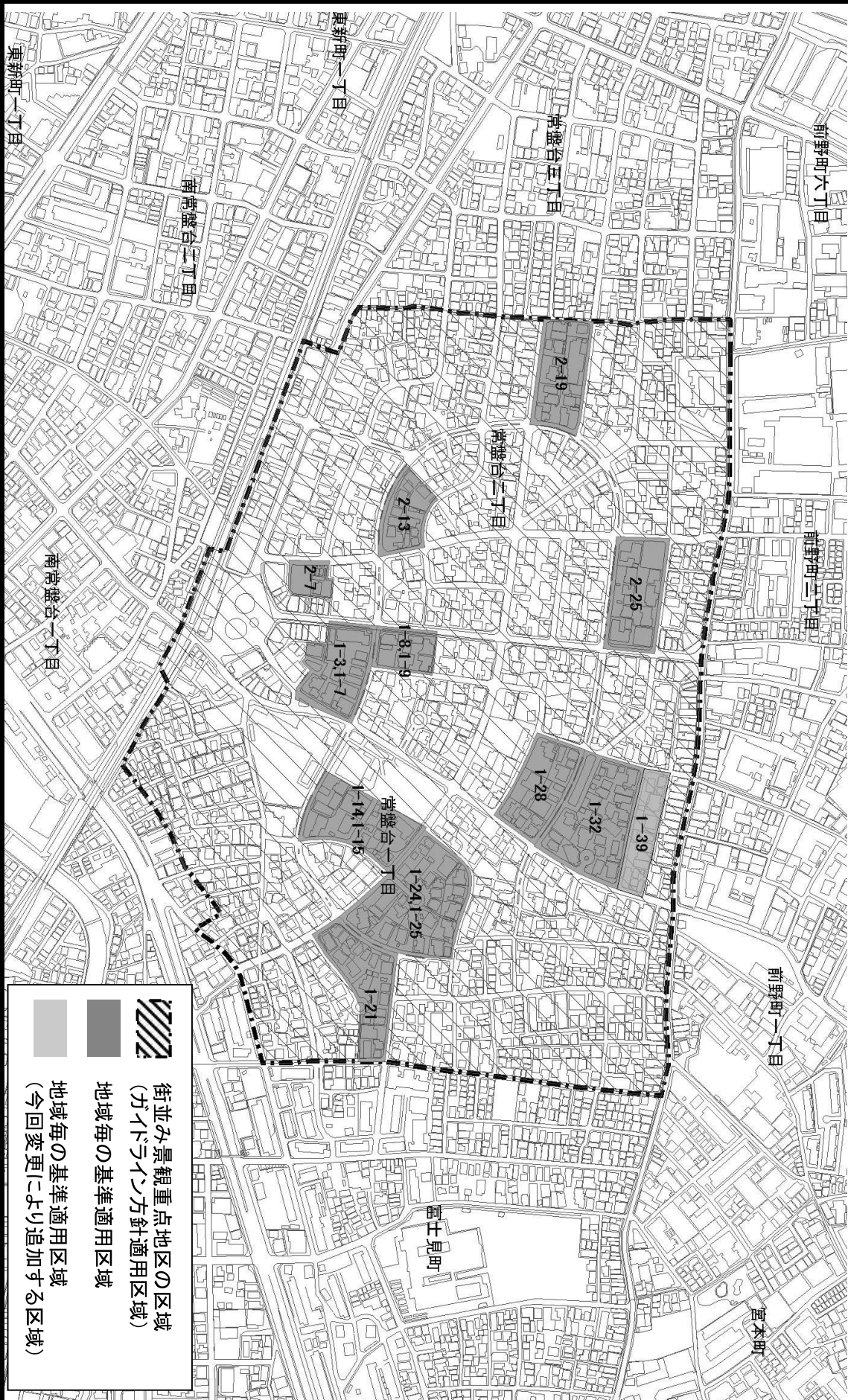
五 準備協議会と共同して街並み景観ガイドラインを作成した街並みデザイナーの氏名又は名称

常盤台一・二丁目町会事務所及び板橋区都市整備部都市計画課

六 街並み景観ガイドラインの縦覧場所

別図

街並み景観重点地区 常盤台一・二丁目地区 区域図



●東京都告示第五百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定に基づき東京都都市計画駐車場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和六年四月八日

一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
三菱地所株式会社

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画駐車場事業第二十二号 常盤橋駐車場

三 事業施行期間 令和六年四月八日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 千代田区大手町二丁目地内
使用の部分 なし

中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地内

四 事務所の所在地 中央区日本橋一丁目十七番十号

五 設立認可の年月日 令和六年四月八日

六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法 事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和六年五月八日

●東京都告示第五百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和六年四月八日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第二項の規定による道路 令和六年三月十三日 稲城市大字矢野口字宿千三十九番一の一、同番一、先並びに千三十九番二、千四十六番一、同番二及び同番三の各一部、千四十七番二並びに同番三、千五十番、千五十二番二、同番三、同番十、千八十五番二及び千八十六番の各一部
延長 七四・九六
幅員 四・〇〇

稲城市大字矢野口字宿千三十九番一、千三十九番一（甲）、千三十九番二、千五十二番一、千六十一番二、大字矢野口字榎戸千四百十六番一、千四百十六番一、千四百十六番一及び保留地一及び保留地二の各一部

●東京都告示第五百三十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社リーディング不動産

(二) 代表者氏名 代表取締役 生田 忠士

(三) 主たる事務 所 所在地 渋谷区東三丁目二十三番五号

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九三二〇号

(五) 免許年月日 令和三年十月二十八日

二 処分年月日 令和六年三月十九日

三 処分内容 業務の全部の停止十一日間（令和六年四月三日から同月十三日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第五百四十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 公星ハウジング株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 栗原 可奈子

(三) 主たる事務 所 所在地 江東区亀戸六丁目五十五番八号

(四) 免許証番号 東京都知事(5)第八〇五八五号

(五) 免許年月日 令和四年三月二十九日

二 処分年月日 令和六年三月十九日

三 処分内容 業務の全部の停止七日間（令和六年四月三日から同月九日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第五百四十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社令和住販

(二) 代表者氏名 代表取締役 羽深 剛士

(三) 主たる事務 所 所在地 世田谷区玉川田園調布二丁目五番七号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇五二四七号

(五) 免許年月日 令和二年九月十一日

二 処分年月日 令和六年三月十九日

三 処分内容 業務の全部の停止七日間（令和六年四月三日から同月九日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第五百四十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 M's ESTATE株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 村上 俊一

(三) 主たる事務 所 所在地 港区六本木五丁目十六番五号インペリ アル六本木一号館六〇〇号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇四二二六号

(五) 免許年月日 令和元年十二月六日

二 処分年月日 令和六年三月二十三日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間（令和六年四月十五日から同年五月十四日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十一条第二項第一号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）

第十六条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年四月八日

東京都知事 小池百合子

取消し
令和6年3月分

医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	取消年月日
1	医療法人社団青葉 山田歯科医院	東京都葛飾区西新小岩4-27-11	令和6年2月23日

●東京都告示第五百四十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月八日

東京都知事 小池百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に静岡県藤枝市及び兵庫県尼崎市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和六年三月十八日

●東京都告示第五百四十五号


食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号の登録を受けた養成施設について、次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和六年四月八日

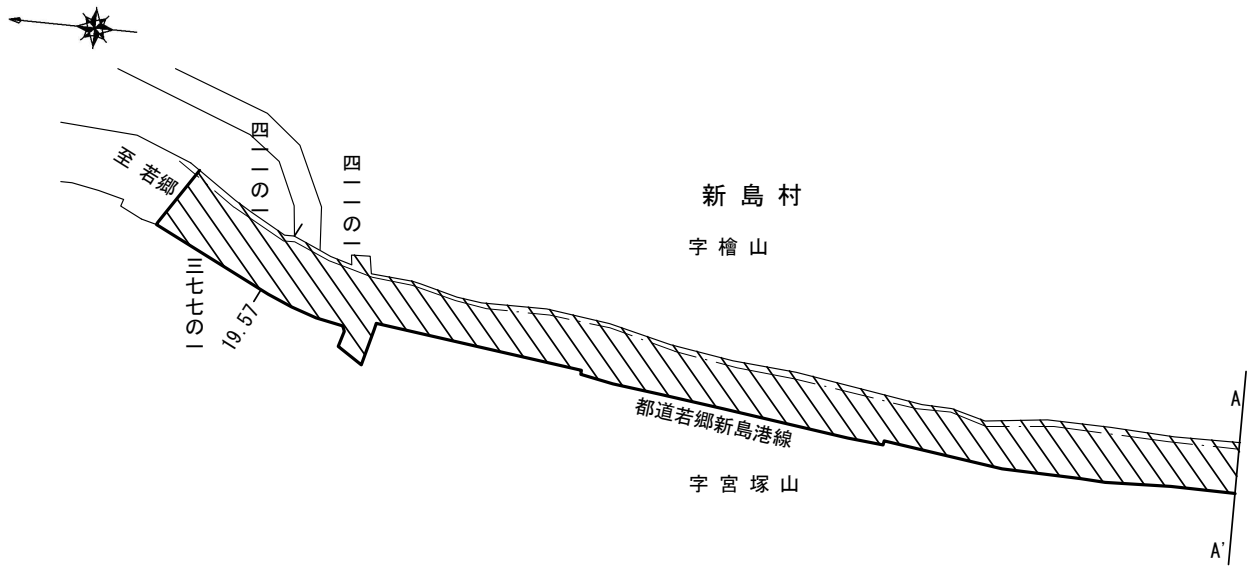
東京都知事 小池百合子

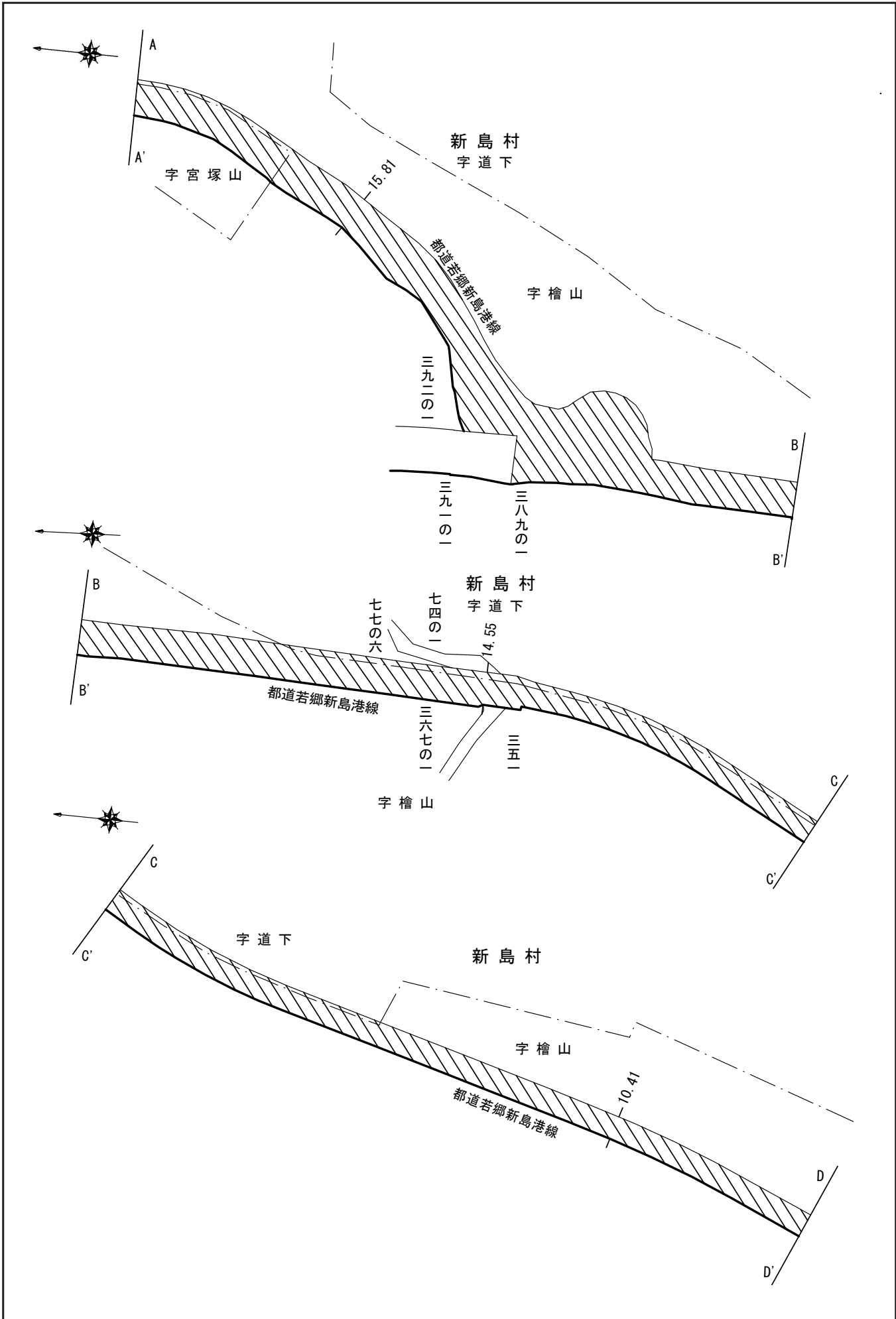
別図

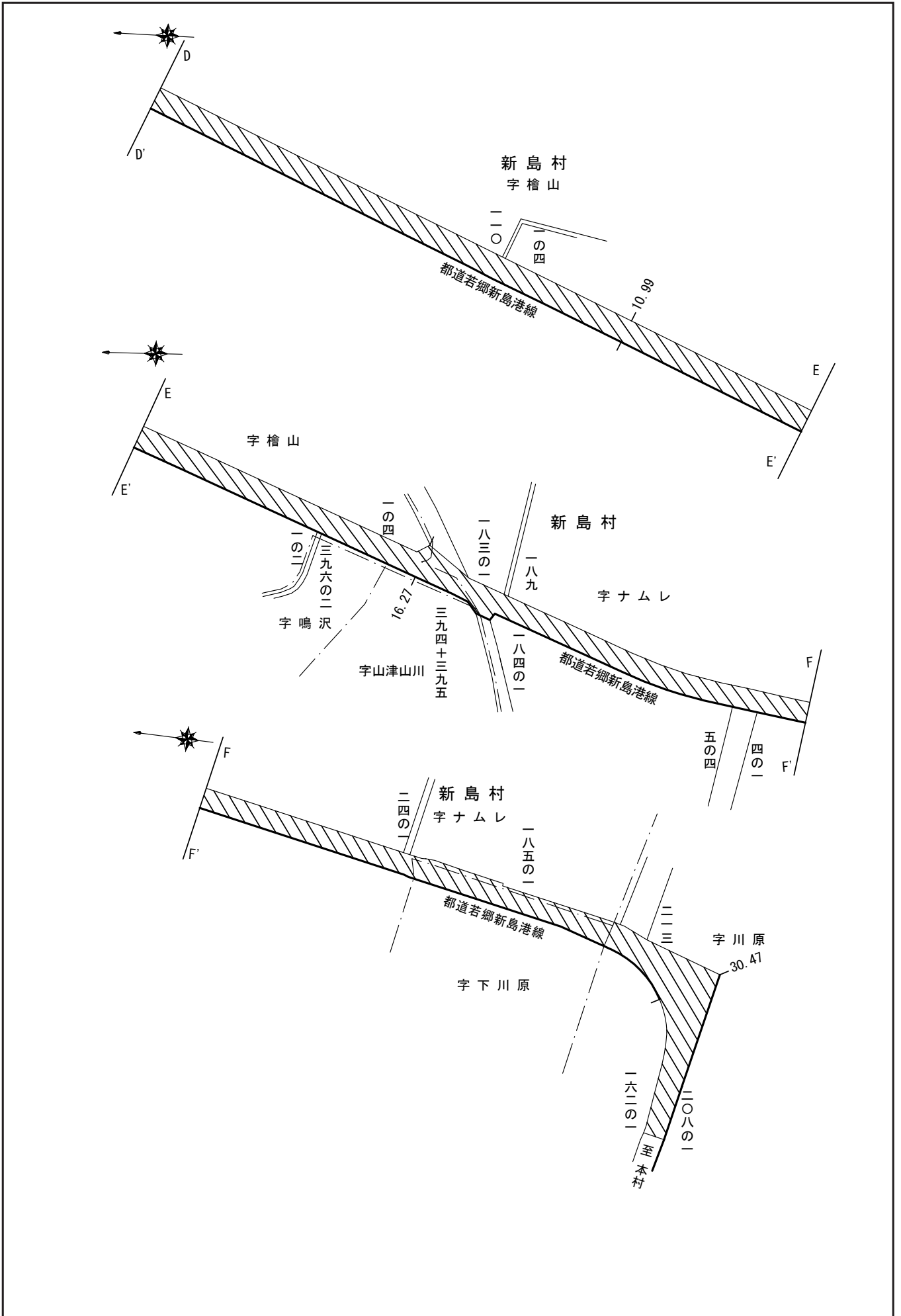
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道若郷新島港線
新島村地内



 指定区間 村道 都道
 延長 二、四四五・五四メートル
 (電線共同溝予定名称 若郷新島港・二号)







告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年四月八日

東京都選挙管理委員会

一三〇、二二四

●東京都選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年四月八日

東京都選挙管理委員会

一、五三八、八九四

●東京都選挙管理委員会告示第二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和六年四月八日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 数

千代田区選挙区	18,288
中央区選挙区	47,088
港区選挙区	69,157
新宿区選挙区	91,486
文京区選挙区	61,930
台東区選挙区	58,274
墨田区選挙区	79,361
江東区選挙区	138,489
品川区選挙区	113,543
田黒区選挙区	78,254
大田区選挙区	169,931
世田谷区選挙区	195,268
渋谷区選挙区	64,366
中野区選挙区	94,492
杉並区選挙区	147,630
豊島区選挙区	77,092
北区選挙区	96,954
荒川区選挙区	57,345
板橋区選挙区	145,788

練馬区選挙区	169,974
足立区選挙区	161,743
葛飾区選挙区	127,648
江川区選挙区	159,409
八王子市選挙区	145,533
立川市選挙区	51,832
武蔵野市選挙区	41,412
三鷹市選挙区	52,782
青梅市選挙区	37,149
府中市選挙区	72,136
昭島市選挙区	31,690
町田市選挙区	120,469
小金井市選挙区	34,543
小平市選挙区	53,962
日野市選挙区	52,334
西東京市選挙区	57,254
西多摩選挙区	68,313
南多摩選挙区	67,378
北多摩第一選挙区	85,731
北多摩第二選挙区	57,162
北多摩第三選挙区	89,876
北多摩第四選挙区	53,512
島部選挙区	6,732

告 示 (水)

●東京都水道局告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の七第一項の規定により、指定納付受託者の指定

を次のとおり取り消したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和六年四月八日

東京都水道局長 西山智之
名 称 取消年月日
イオンクレジットサービス株式会社 令和五年六月一日

●東京都水道局告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二三第一項の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月八日

東京都水道局長 西山智之
名 称 住所又は事務所の所在地 指定年月日
イオンフィナンシ 千代田区神田錦町一丁目 令和五年六月一日
ヤルサービス株式会社 一番地

公 告

地区画整理組合の理事の失職について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九條第一項の規定により日野市川辺堀之内土地区画整理組合理事長阿川常男から次に掲げる者が令和五年十月十三日付けで理事を失職した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月八日

東京都知事 小池百合子
氏 名 住 所

伊藤 稔 日野市川辺堀之内百九十四番地

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八條第一項の規定により虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月八日

東京都知事 小池 百合子
一 氏名 板垣 浩
二 住所 港区芝浦四丁目十番一―二一八号

消防法に基づく命令の公告について

消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月8日

- 東京消防庁
西新井消防署長 大豆生田 顕
- 1 防火対象物の所在地 足立区入谷一丁目27番16号
 - 2 防火対象物の名称 サンハイツ入谷
 - 3 命令を受けた者 齋藤 誠次
 - 4 命令事項 令和6年5月31日までに、2の防火対象物に自動火災報知設備を設置すること。

5 令今年月日 令和6年2月28日

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百三十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年四月八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千三回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 一億三千万枚 三百九十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として十三単位(十三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和六年五月八日から同年六月七日まで

七 抽せん期日 令和六年六月二十日

八 当せん金支払開始期日 令和六年六月二十五日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	三億円	一本	当せん本数
一等の前後賞	一億円	二本	
一等の組違い賞	十万円	九十九本	
二等	十万円	四本	
三等	百万円	二百本	
四等	百万円	千本	
五等	一万円	一万本	
六等	三千円	十万本	
七等	三百円	百万本	
計			百一十一万一千三百六本

備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第六百三十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和六年四月八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千四回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 五千万枚 百五十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和六年五月八日から同年六月七日まで

七 抽せん期日 令和六年六月二十日

八 当せん金支払開始期日 令和六年六月二十五日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	三千万円	十本	当せん本数
一等の前後賞	千万円	二十本	
二等	百万円	三百本	
三等	百万円	一万本	
四等	三千円	十万本	
五等	三百円	百万本	
計			百一十一万三千三十本

備考 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和六年四月八日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第七十三回全国自治宝くじ

七百二十億円 二億四千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として二十
 四単位（二十四ユニット）。ただし、発売状況
 により、原則発売総額の百二十五パーセントを
 上限としてユニット単位で増額する場合はあ
 る。）

一枚三百円

令和六年七月八日から同年八月八日まで

発売額三十億円に対して十四億一千九百九十万

円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して二億七千万九千九百九十

円

発売額三十億円に対して二億五千七百五十九万

三千六百九十六円

令和六年四月十九日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

第千十四回全国自治宝くじ

二百十億円 七千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として七単
 位（七ユニット）。ただし、発売状況により、
 原則発売総額の百二十五パーセントを上限とし
 てユニット単位で増額する場合はある。）

一枚三百円

令和六年七月八日から同年八月八日まで

発売額三十億円に対して十四億円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 千円
 発売額三十億円に対して一億九千七百七十六万三

八 その他発売経費
 千円
 発売額三十億円に対して二億六千三百八十四万

九 受託申請期限
 令和六年四月十九日

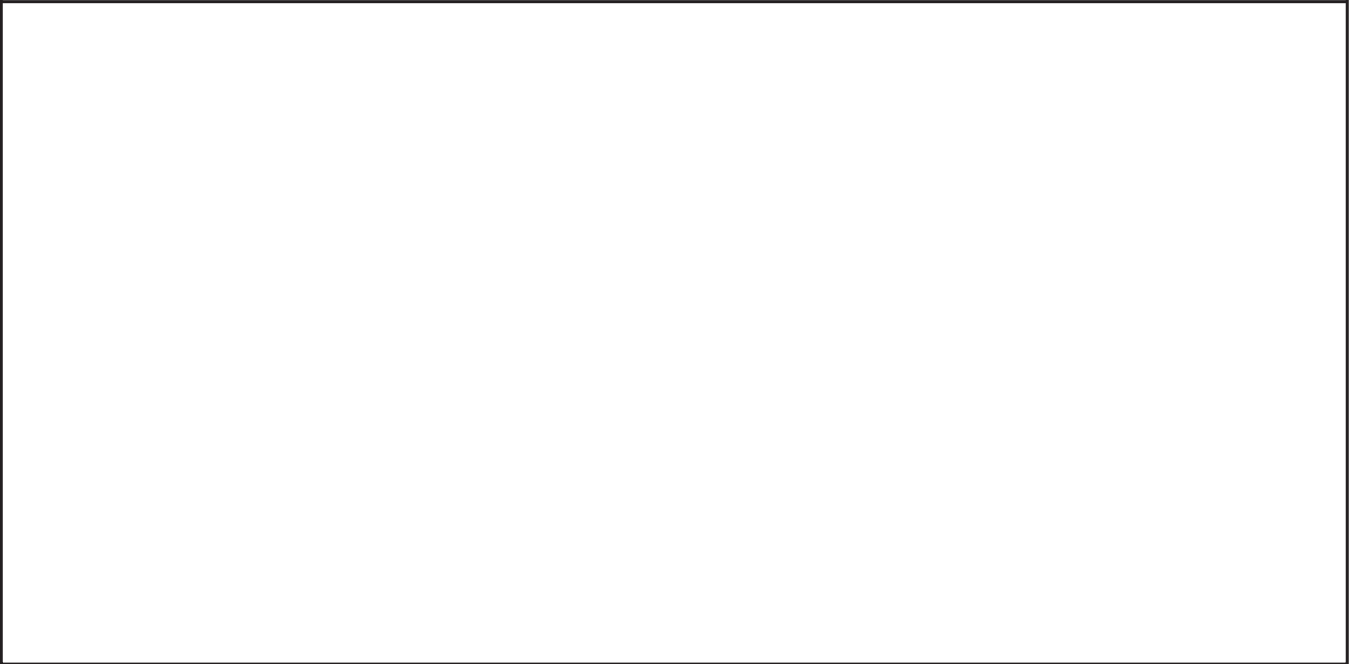
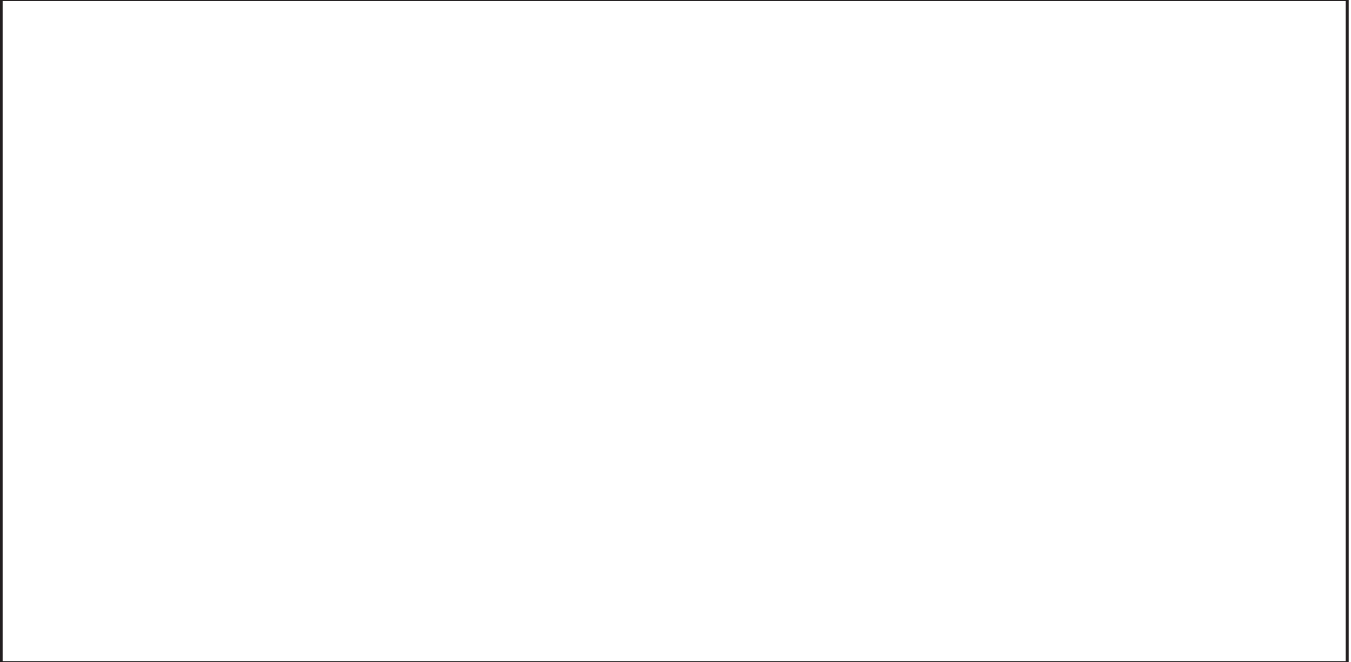
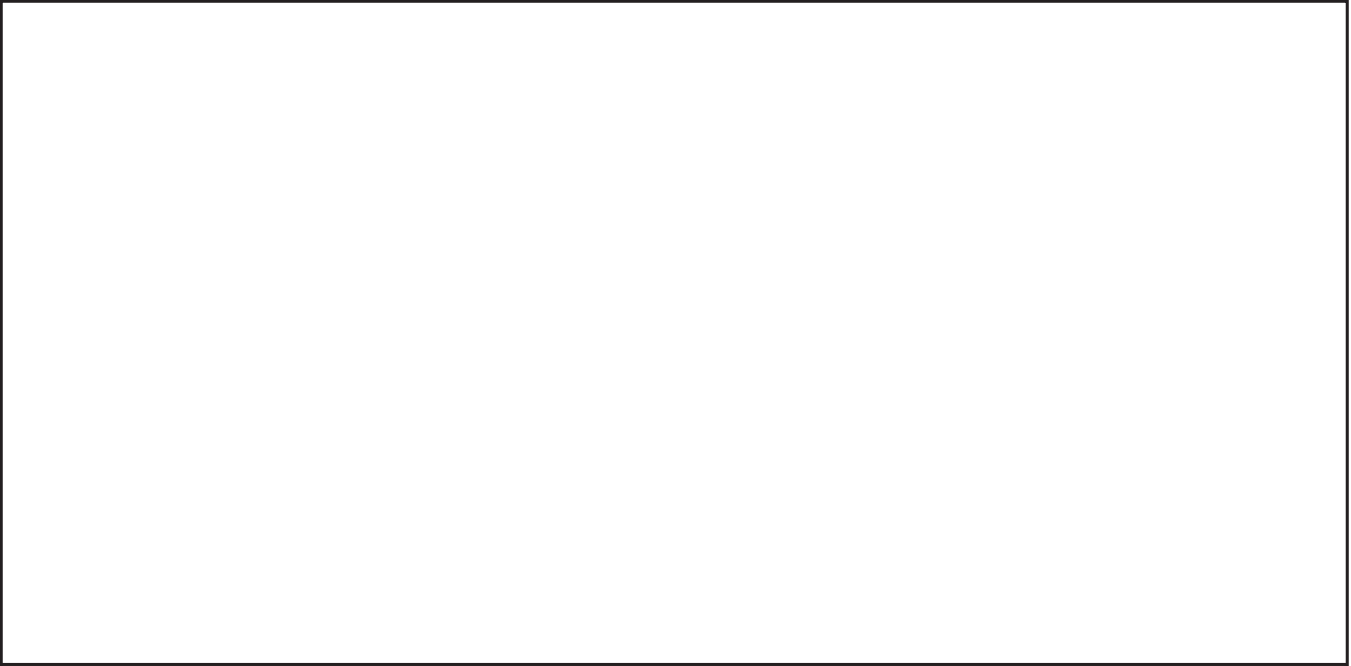
十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の額
 六 委託対象事務の範囲

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の額
 六 委託対象事務の範囲

正 誤

○令和六年三月十九日付東京都告示第二百七十七号
右告示の登載記事を削除する。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号(代)

郵便番号
101-0051